

都道府県知事所轄法人に対し、その実態を把握するため、学校法人のガバナンス体制に関するアンケート調査をいたします。

事務連絡
令和3年8月25日

各都道府県私立学校主管部課 御中

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

都道府県知事所轄学校法人のガバナンス体制に関するアンケートについて（依頼）

学校法人のガバナンスについては、私立学校法の改正（令和元年改正・令和2年会社法改正）を施行しつつ、国会の附帯決議、経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）等に基づき、更なる改革の検討が要請されています。

文部科学省では、令和2年1月に「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」を設けて検討を行い、本年3月19日に、文部科学大臣が所轄する大学設置法人を対象とした議論の取りまとめである「学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について」が公表されたところです。

今後、経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、都道府県知事所轄学校法人の取扱いも含め、改革案の全体像を年内に取りまとめるため、本年7月から「学校法人ガバナンス改革会議」を開催し、御議論をいただいているところです。

このたび、都道府県知事所轄学校法人の実態を把握し、本会議の議論がその実態を適切に踏まえたものとするため、各都道府県知事所轄学校法人（私立学校法第64条第4項に規定する法人（いわゆる準学校法人）を含む）に対し、学校法人のガバナンス体制に関するアンケート調査をいたします。調査の要項及び項目については別紙のとおりでございますので、各都道府県私立学校主管部課におかれては、所轄の学校法人に対し、本件について依頼くださるようお願いいたします。

※本件調査につきましては、各都道府県知事所轄学校法人から文部科学省に対し、WEBアンケートフォームを用いて直接回答をいただくものです。そのため、各都道府県私立学校主管部課において、回答を別途とりまとめる必要はございません。

※本件調査の回答結果につきましては、「学校法人ガバナンス改革会議」の配布資料に反映し、都道府県私立学校主管部課への共有及び文部科学省ホームページでの公表を予定しております。

【添付資料】

都道府県知事所轄学校法人のガバナンス体制に関するアンケート

【その他参考】

- ・ 学校法人ガバナンス改革会議（文部科学省ホームページ）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/115/index.html
- ・ 学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について（令和3年3月19日 学校法人のガバナンスに関する有識者会議）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/102/mext_00024.html

<本件連絡先>

文部科学省 高等教育局私学部私学行政課法規・企画係

TEL：03-5253-4111(内線 2532, 2533)

E-mail：sigaku-chousa@mext.go.jp